

京都市文化財保護事業補助金交付規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第41号

京都市文化財保護事業補助金交付規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「文化市民局文化芸術担当局長」を「文化市民局長」に改める。

- (1) 京都市文化財保護事業補助金交付規則第10条
- (2) 京都市文化財保護事業資金融資規則第22条
- (3) 京都市文化芸術表彰規則第2条
- (4) 京都市文化功労者表彰規則第3条
- (5) 京都市芸術新人賞及び京都市芸術振興賞表彰規則第3条

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)